

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	平成30年度中小企業支援センター運営業務
発 注 課	経) 商業・金融支援課
選 定 事 業 者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、札幌市内の中小企業者等に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度における融資あっせん、専門アドバイザーの派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新、創業の促進を図ることを目的とする事業であり、その実施にあたっては、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要するものである。 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）は、札幌市における新たな産業の創出と産業全体の活性化を図り、もって経済の発展に寄与することをめざし、市の政策、業務を補完、代行する目的で、平成14年度より、中小企業支援法第7条に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関である。 財団は、15年以上にわたり中小企業支援センターを運営し、中小零細企業者や個人事業者など様々な相談者に対し、合計6万件以上の経営・融資相談を行っている。 特に、創業融資に関しては、他の支援機関とは異なり、金融機関OBの専門アドバイザー等を擁する体制のもと、実際の金融機関の融資審査に近いレベルにまで踏み込んだ相談を行うとともに、金融機関や保証協会との調整も行っている。これにより融資あっせんを行った創業・雇用創出支援資金の多くが融資実行につながり、多くの雇用に貢献するなど、市内の創業や雇用創出において高い実績を残している。 また、平成26年度からは、中小企業支援センター内に産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。「さっぽろ創業支援プラザ」では、通常の創業相談だけでなく、相談内容に応じて、適切な支援策、支援機関の紹介などを行っており、市内の他の支援機関の支援施策にも精通しており、相談に訪れた中小企業に対し、他の支援機関の施策の利用も含めた適切なアドバイスができる体制となっている。 以上のように、経営や融資、中でも創業融資に関する高い専門性や、市内中小企業支援機関とのネットワークを活用して市内企業全体に等しく支援を行う中立性を有し、中小企業支援法に基づく「指定法人」として各種相談対応や創業・雇用創出等の高い実績を持つ財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年3月22日